

## 特記仕様書

### (総則)

第1条 本特記仕様書は、5道路維持修繕業務委託 第1工区～第6工区（単価契約）に適用する。

### (趣旨)

第2条 この特記仕様書により、市長が定めた区域に存する市が管理する道路（橋梁を含む。）及びこれらに付属する工作物の破損による市民等への被害を防止するため、24時間対応にて安全対策及び維持修繕等の業務を受注者に委託して行うことに関し必要な事項を定める。

### (入札金額及び契約単価)

第3条 入札書には、各工種における単位あたりの単価の合計額を記載するものとする。契約単価は、受注者が入札に際して落札した金額に、市の積算基準に基づき工種ごとにそれぞれ設定した構成比を乗じたものとする。なお、単価には経費を含み、消費税抜きの金額とする。また、少數点以下は切捨てとする。

2 単価表に無い工種が発生した場合は、双方協議のうえ市の積算基準に基づき単価決定等の対応を行うものとする。

### (指示業務)

第4条 受注者は、市長から指示のあった次に掲げる業務を実施するものとする。この場合において指示業務は、1現場につき業務委託料が最大でも130万円程度となるものとする。

#### (1) 道路

路面補修、側溝等の構造物の設置及び補修その他の維持管理上必要な道路の補修に関するここと。

#### (2) 構造物

防護柵、標識、区画線等の交通安全施設の設置及び補修その他の維持管理上必要な公共土木施設の補修に関するここと。

#### (3) 緊急時の対応

(1)及び(2)の緊急時の対応に関するここと。

#### (4) 道路パトロール

異常気象時等の際の道路パトロールに関するここと。

### (その他の業務)

第5条 受注者は、指示業務のほか道路に落下物や路面の穴等の危険箇所を発見した場合は、即座に安全対策をし、その旨を道路整備課職員（以下「職員」という。）に報告し、その後の対応について協議しなければならない。また、震度5以上の地震があった際は道路パトロールを実施し、その状況を報告しなければならない。

### (工事の施工)

第6条 受注者は、常時（24時間）連絡が取れ、緊急時の対応の体制を整えられるようにしなければならない。職員からの緊急の連絡を受けたときは、速やかに現場に向かい、即座に修繕しなければならない。また、即座に修繕することが困難な場合は、仮復旧または安全管理施設（バリケード、カラーコーン等）を設置し、交通の安全を確保しなければならない。

2 受注者は、即座に修繕できない様な道路の異常を発見した場合は、速やかに職員に報告し、補修方法等を協議しなければならない。

3 発注者は、維持修繕等の内容に応じて、区域内の業務を第三者に発注することができる。

#### (工事の管理)

- 第7条 受注者は、修繕または安全施設等の設置を完了したときは、電話連絡等により職員に報告しなければならない。
- 2 受注者は、業務の施工にあたり、着手前、完成及び施工状況等の写真を撮影し、施工数量を記載した工事日報とともに整理しなければならない。
- 3 修繕が完了したものについては、翌月10日までに、工事日報及び施工状況等の工事写真を職員に提出し検査を受けなければならない。

#### (委託料の支払い)

- 第8条 委託料は、契約単価に業務実施数量を乗じた額による出来高払いとし、受注者は、修繕が完了し検査が終了したものについて月ごとに委託料の支払いを請求することができる。

#### (緊急連絡体制)

- 第9条 受注者は、現場代理人及び作業員の緊急連絡体制を確立し、職員に報告すること。  
また、現場代理人は緊急時に連絡がとれるよう、携帯電話を常に携帯すること。

#### (建設機械)

- 第10条 本業務の使用機械のうち、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書第1編第1章総則  
1-1-1-30環境対策第6項表1-1-1に示す建設機械は、排出ガス対策型とすること。
- 2 排出ガス対策型機械の調達が困難な場合は、職員と協議すること。なお、排出ガス対策型機械を使用しないこととなつた場合、契約変更の対象となることがある。

#### (建設機械運搬費)

- 第11条 本業務の単価のうち、建設機械運搬費については基本的には使用しないこと。

#### (過積載の防止)

- 第12条 本業務の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。
- (1)積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込みます、また積み込ませないこと。
  - (2)過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
  - (3)資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
  - (4)さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不正表示車等に土砂等を積み込みます、また積み込ませないこと。また、これらの車両を工事現場に出入りさせないこと。
  - (5)過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長するような行為をしないこと。
  - (6)取引関係のあるダンプカー事業者が不正行為(過積載、さし枠装着車や不正表示車等の使用)を行っている場合には、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
  - (7)「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
  - (8)下請契約の相手方や資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に対する配慮に欠ける者やダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

#### (交通誘導員の配置)

- 第13条 業務の施工にあたっては、交通誘導員を配置し、一般交通等に支障のないよう十分注意して施工すること。また、配置場所については職員と協議するものとする。

#### (スラグの使用)

第14条 路盤材に用いるスラグは、「JIS A 5015道路用鉄鋼スラグ」の規格に適合したものを使用すること。

2 道路の縦断曲線の凹部に近接する場所に飲料用井戸や養殖地などがあり、地形や地質などから判断して、集中豪雨の時などに、路盤に浸透した大量の雨水が周辺に流出する恐れのある場合には、職員に報告すること。

#### (不正軽油の使用防止)

第15条 本業務の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。

- (1) 現場で不正軽油を使用しないこと。
- (2) 現場で不正軽油を使用させないこと。
- (3) 不正軽油を購入しないこと。
- (4) 取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- (5) 下請契約の相手方、または燃料納入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者、または不正軽油を販売する者を排除すること。
- (6) 当該業務に関して、法令(地方税法等)に違反していることが判明した場合は、直ちに職員に報告すること。

#### (労働安全衛生法等の遵守)

第16条 受注者は、共通仕様書1-1-34に基づき、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、特に次の事項に留意すること。

- (1) 受注者は、高所作業における作業床、囲い、二段手すり、幅木、防網の設置、作業員の安全帯の使用、悪天候時の作業禁止、照度の保持、踏み抜きの防止、不用のたて抗等における危険の防止、昇降設備の設置、墜落危険箇所の立入禁止等により、墜落・転落災害の防止措置を講じること。
- (2) 受注者は、建設機械による作業に先立ち、当該建設機械の転落、地山の崩壊等による作業員の危険を防止するため、地形や地質の状況等を調査し、作業計画を定めてから作業を行うこと。また、作業中は、機械の制限速度、転落・接触等の防止、誘導者の合図、運転者が運転位置から離れるときの措置、機械の移送、搭乗・使用の制限、修理等について、関係法令を遵守すること。
- (3) 受注者は、地山の掘削作業に先立ち、地山の崩壊や埋設物の損壊等により危険を及ぼすおそれのあるときは、作業箇所及び周辺の地山について調査し、掘削の時期及び順序を定めて作業を行うこと。また、土砂崩壊災害の防止等のため、手掘り掘削における掘削面の勾配や土止め支保工、防護網の設置、作業員の立入禁止、埋設物等による危険の防止、掘削機械等の使用制限、誘導者の配置、保護帽の着用、照度の保持等について、関係法令を遵守すること。
- (4) 受注者は、建設機械の操作や玉掛け作業を、法令で定める免許を有する者、または技能講習や特別教育修了者に行わせること。
- (5) 受注者は、掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業を行う場合、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を終了した者のうちから、地山の掘削作業主任者を選任しなければならない。
- (6) 受注者は、土止め支保工の切り梁、腹起こしの取り付け、取り外し作業を行う場合、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、土止め支保工作業主任者を選任しなければならない。

2 受注者は、職員より作業員の免許等の提示を求められたときは、協力すること。

(埋設物責任者)

第17条 受注者は、地下埋設物の確認及びその取扱い方法を把握することを目的とし、特に次の事項に留意すること。

- (1) 受注者は、埋設状況が明らかである場合を除き、埋設物管理者及び職員に立会を求め、埋設物の確認を行うこと。また、工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置には杭や旗、ペンキ等で目印を付けることとする。
- (2) 受注者は、埋設位置が明らかで埋設物管理者が試掘は不要と判断した場合を除き、埋設物管理者及び職員に立会を求め、適正な位置を協議のうえ決定し、試掘を行うこと。試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行うこと。
- (3) 受注者は、地下埋設物の位置が不確実と判断した箇所、及び地下埋設物に近接したと想定または判断した箇所は、地下埋設物の損傷を避けるため人力による施工機具または手掘りで試掘を行うこと。
- (4) 受注者は、適切に埋設物を防護するとともに職員に地下埋設物の詳細な位置を報告すること。同様に埋設物管理者へも報告すること。

(疑義)

第18条 本工事の施工の主旨に疑義が生じた場合には、職員と協議のうえ、その指示に従うこと。